

訴 状

平成20年11月15日

さいたま地方裁判所秩父支部 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

〒368-0041 埼玉県秩父市番場町25番地2

原 告 本 間 イ レ ー ヌ

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階
さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

〒368-0041 埼玉県秩父市番場町27番地4

被 告 宿 海 篤

〒368-0012 埼玉県秩父市滝の上町30番地16

被 告 安 城 隆 彦

〒368-0012 埼玉県秩父市滝の上町30番地16

被 告 安 城 早 百 合

〒368-0032 埼玉県秩父市熊木町57番地8坂之上ハイツ506

被 告 松 雪 定 男

〒368-0032 埼玉県秩父市熊木町57番地8坂之上ハイツ506
被 告 松 雪 靖 恵
〒368-0032 埼玉県秩父市熊木町62番地17
被 告 鶴 見 達 弘
〒368-0032 埼玉県秩父市熊木町62番地17
被 告 鶴 見 千 賀 恵
〒368-0052 埼玉県秩父市近戸町30番地15
被 告 久 川 大 道
〒368-0052 埼玉県秩父市近戸町30番地15
被 告 久 川 綾 子

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1億8175万9152円
ちょう用印紙額 金56万6000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金1億8175万9152円及びこれに対する平成18年8月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 本件の概要

原告の娘である訴外本間芽衣子（以下、「訴外芽衣子」という）は、平成18年8月頃（当時小学5年生）、同級生で友人であった被告らの子らと秩父の

山中で遊んでいた際に、当該子らの過失に基づく事故（以下、「本件事故」という）により死亡した。被告らの子らは当時年長の者でも満11歳に達したばかりであり、責任能力を持たない（民法712条）ため、訴外芽衣子の有する損害賠償請求権を相続した原告が、その親である被告らに、民法714条1項に基づいて監督者の責任を追及するのが本件である。

2 当事者について

上記子らと被告らの親子関係の対応を以下にまとめる。

(1) 訴外宿海仁太（以下、「訴外仁太」という）

監督者：親権者父，被告宿海篤（以下、「被告篤」という）

なお訴外仁太の母（被告篤の妻）は、本件事故の当時既に死亡していた。

(2) 訴外安城鳴子（以下、「訴外鳴子」という）

監督者：親権者父，被告安城隆彦（以下、「被告隆彦」という）

親権者母，被告安城早百合（以下、「被告早百合」という）

(3) 訴外松雪集（以下、「訴外集」という）

監督者：親権者父，被告松雪定男（以下、「被告定男」という）

親権者母，被告松雪靖恵（以下、「被告靖恵」という）

(4) 訴外鶴見知利子（以下、「訴外知利子」という）

監督者：親権者父，被告鶴見達弘（以下、「被告達弘」という）

親権者母，被告鶴見千賀恵（以下、「被告千賀恵」という）

(5) 訴外久川鉄道（以下、「訴外鉄道」という）

監督者：親権者父，被告久川大道（以下、「被告大道」という）

親権者母，被告久川綾子（以下、「被告綾子」という）

3 本件事故の経緯

(1) 訴外芽衣子，訴外仁太，訴外鳴子，訴外集，訴外知利子，訴外鉄道

の6人は、小学校の同級生で親しい友人の間柄であり、小学校5年生

であった平成18年の当時は、頻繁に6人で連れ立って遊んでいた。

- (2) 6人は秩父市下水道センター付近の山中の掘っ立て小屋をいわゆる秘密基地として遊びの拠点とし、当該秘密基地を本拠地とする「超平和バスターズ」なる仮想的な集団を結成していた（そのため、以下この6人を指して「超平和バスターズ」ということがある）。
- (3) 具体的な遊びの内容だが、6人は集まって秘密基地のある山中で鬼ごっこ・かくれんぼ等に興じることが多かったため、その日も鬼ごっこやかくれんぼを行っていた。
- (4) しかし6人も長じるにつれ単純な鬼ごっこやかくれんぼでは満足することができなくなり、徐々にその内容は危険な方向にエスカレートしていった。鬼ごっこであれば、道なき山中での追跡や逃走が繰り返され、かくれんぼにおいてはより見つかりにくい場所（すなわちより危険でより人が寄り付きにくい場所）に隠れるようになっていった。
- (5) 平成18年8月頃のある日も、超平和バスターズの6人は上記の秘密基地に集合し、かくれんぼに興じていた。

訴外芽衣子は隠れる側となり、前日のかくれんぼでは比較的単純な場所に隠れて鬼にすぐ見つけられ、他の5人からそのことを馬鹿にされていたこともあって、普段人が寄り付かない山中の崖下の小川付近に身を隠そうと崖を降りて行った。しかし訴外芽衣子はサンダル履きだったことも災いして崖から滑落し、崖下の石に頭部を強打して小川の中で昏倒した。そのため小川の流水が大量に肺中に流入し、溺死するに至った。

4 責任原因

上記の通り超平和バスターズの子らは、荒川の支流たる小川が張り巡らされ、また崖も多い危険な山中で恒常的にかくれんぼに興じていたものであり、その内容も徐々に危険な方向にエスカレートして、鬼以外の役割と

なった子らはより見つかりにくい（すなわちより危険でより人のよりつきにくい危険な場所）に隠れることを余儀なくされていた。このような状況を作り出したのは主に男子であった訴外仁太，訴外集，訴外鉄道の3人であるが，この3人は6人の中で一番体が虚弱で小さく，運動が苦手な訴外芽衣子にも上記のような危険な態様でのかくれんぼを強要しており，女子の訴外鳴子及び訴外知利子もこの状況を追随し，特に男子3人に意見を申し述べることもなかった。実際にこの5人は本件事故の前日のかくれんぼにおいて，見つかりやすい場所に隠れて鬼にすぐ見つかった訴外芽衣子に対して，「興が削がれる」といったような趣旨の叱責の発言を代わる代わる行い，同人に本件事故の当日においてより危険な場所に隠れることを余儀なくさせたのである（なお女子2名のこの態度については，男子3名から一番人気のあった訴外芽衣子への嫉妬に起因するものである）。

このような状況で当日に再びかくれんぼを行えば，訴外芽衣子がより危険な場所に隠れるために，運動が苦手にもかかわらず自ら崖下等の危険な場所に赴き，その際に滑落等の事故を生じてその生命や身体が侵害され，損害が生じることは，他の5人の子に十分な予見可能性があったといえ，この5名はその意味で訴外芽衣子の死亡という結果について過失がある。5名は，子の過失によって訴外芽衣子の生命という権利を侵害し，もって損害を負わしめたものである。

なお生き残った5名は本件事故以後疎遠になったほか，訴外仁太はいわゆる不登校の状態になって自宅に引きこもりがちになり，また訴外鉄道は本件事故から逃げるように海外を放浪するようになっている。これは，5名が訴外芽衣子の死亡に責任を感じていたということであり，この点からも上記の事故の経緯は明らかである。

5 被告らの監督者責任

(1) 上記の5名は本件事故の当時小学5年生であり，満10歳若しくは

満11歳であったため、「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」を備えていなかった（民法712条）。

(2) 被告らは責任無能力者たる上記5名の子いずれかの親権者たる父母（民法818条1項）であり，これらを監督する法定の義務を負っていた（民法820条・714条1項）。

(3) なお被告らはいずれも親権者たる父母として，自身の子から話を聞くなどして，この子らが超平和マスターズなる集団を結成して山中の秘密基地を拠点に鬼ごっこやかくれんぼをしていることを聞知していた。また，被告らはいずれも地元民であるため，上記山中には崖や小川といった危険な場所が点在していることも熟知していたといえる。子どもの遊びが徐々に危険な方向にエスカレートしていくのも一般的な経験則であり，被告らとしては超平和マスターズの遊びを放置すれば，危険な遊びの結果本件事故のような事故が生ずることは十分に予見できたと言え，子らに注意を促したり，あるいは遊びそのものや山中への立ち入りを禁止したりといった措置もとれたといえる。しかし被告らがこれらの措置をとった形跡はないため，監督者としての義務に懈怠がなかったとはいえず，民法714条1項但書による免責は受けられない。

6 損害

(1) 前述の通り訴外芽衣子は本件事故により満10歳にして死亡するに至った。

(2) 訴外芽衣子の死亡慰謝料

満10歳にして前途に満ちた人生を閉ざされた訴外芽衣子の精神的苦痛は筆舌に尽くしがたく，その死亡慰謝料は2800万円を下らない。

(3) 遺族固有の慰謝料

また上記のような悪質な手口で若き娘の命を奪われた原告両名の精神

的苦痛も言葉では言い表せず，その慰謝料は200万円を下らない。

(4) 死亡逸失利益

以下の計算式で求められる。女性の学歴計の平均賃金に，対応するライプニッツ係数と，1から女性の生活費控除率（0.3）を引いた数を乗じるものである。

$$\begin{aligned} & 3499万9000円 \times (1 - 0.3) \times 12.2973 \\ & = 2億9697万1186円 \end{aligned}$$

(5) 葬儀費用

相当額として150万円を請求する。

(6) 弁護士費用（訴外芽衣子分）

上記のうち（2）（4）（5）の合計の1割で，3264万7118円である。

(7) 弁護士費用（原告分）

上記のうち（3）の1割で，20万円である。

(8) 原告による相続

訴外芽衣子には本件事故当時配偶者も子もなく，同人については母の原告と父の訴外本間学（以下，「訴外学」という）が2分の1ずつの割合で相続した。

すなわち（2）（4）（5）（6）の合計の2分の1と，原告固有の（3）（7）の合計の和が総計の損害額となる。

(9) 総計

1億8175万9152円である。

7 結語

よって，原告は被告らに対し，連帯して，金1億8175万9152円及

びこれに対する平成18年8月31日から支払済みまで年5分の割合による
金員の支払うことを求めるものである。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証の1乃至6 DVD記録映像

添 付 書 類

- | | |
|---------|------|
| 1 訴状副本 | 9通 |
| 2 甲号証写 | 各10通 |
| 3 証拠説明書 | 10通 |
| 4 委任状 | 1通 |

以 上